

第1回 介護予防ワーキンググループ	資料1
令和元年7月29日	

介護予防ワーキンググループ

開催要綱

1. 趣旨

今後、高齢化の進展が引き続き予想されるとともに、2025年以降においては、現役世代の人口の急減という新たな重要課題に取り組むことが求められる。

介護保険においても、介護保険制度を持続可能なものにしていくとともに、本人の力や住民相互の力を引き出し、介護予防や日常生活支援を進めていくことをもう一つの柱としていくことが期待されており、これは、高齢介護福祉政策にとどまらない、「地域づくり」を進めることとほぼ同義であると考えている。

このことから、日本健康会議と厚生労働省が連携し、「地域づくり」の推進について検討をするため、本ワーキンググループを開催するものである。

2. 協議事項

- (1) 「地域づくり」の推進方策
- (2) 地域組織や企業、地域の多様な専門職との連携について
- (3) その他

3. 構成員

- (1) ワーキンググループの構成員は、厚生労働省老健局長が委嘱する者とし、うち1名を座長とする。
- (2) 厚生労働省老健局長は、ワーキンググループの意見を踏まえて必要に応じ、構成員を追加するとともに、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

4. その他

- (1) 率直な意見の交換を確保する必要があることから、原則非公開とする。可能な範囲で資料を公表し、議事要旨を作成する。
- (2) 運営にかかる庶務は、厚生労働省老健局老人保健課が行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は、会議において定めることとする。